平成２１年（フ）第１１３５号
神戸市中央区熊内町３丁目５番４号　市村文化
債務者　戸髙ヱミ子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６１号
鳥取県米子市河岡126番地
債務者　田村　勇二
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　正男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１３号
鹿児島県姶良郡加治木町木田2931番地
債務者　野元　秋広
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉崎　泰広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
秋田市土崎港西２丁目９番３号　２階
債務者　大野　龍也
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加賀　勝己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８６号
秋田市牛島東６丁目３番16号
債務者　船橋　　保
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４３５号
静岡県浜松市中区浅田町1657番地　クレフラスト浅田町103号、前住所静岡県磐田市万正寺748番地６
債務者　小泉　好孝
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１５７号
新潟県長岡市猫興野1082番地11、申立前の住所新潟県長岡市大口389番地28
債務者　小川　昌哉
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
和歌山市布施屋937番地の10
債務者　湯川　倫式
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　栄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２７号
新潟県村上市杉原12番６号
債務者　鈴木イセ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５３３号
大分市富士見が丘東２丁目25番17号
債務者　小川　博徳
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９１号
長野市鶴賀七瀬691―１シャレードイン長野301、住民票上の住所長野市大字上ヶ屋2471番地2874
債務者　豊原　和幸
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
宮崎市大島町笹原2016番地　ケントパレス宮崎309号、前住所宮崎市東大宮４丁目６番５号
債務者　菊地　　信
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月27日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４０号
群馬県利根郡みなかみ町川上131番地５
債務者　高野　惠美
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
福島県いわき市山田町毛内12番地
債務者　清水　輝興
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１７０号
福島県いわき市山田町毛内12番地
債務者　清水のり子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１８４号
福島県双葉郡川内村大字上川内字沢26番地の１
債務者　松本　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第７４号
福岡県行橋市大字稲童868番地22
債務者　森　　順子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係